

国民年金は、**20歳から60歳未満までの方が加入**することが義務付けられており、20歳に到達した皆さまには日本年金機構から通知が届きますので、忘れずにご確認ください。

- 令和元年9月30日までに20歳の誕生日を迎えた国内在住の方
⇒新規加入の手続きが必要（加入に必要な手続きの書類が日本年金機構から届きます。）
- 令和元年10月1日から20歳の誕生日を迎えた国内在住の方
⇒加入の手続きが不要（加入したことをお知らせする通知が日本年金機構から届きます。）

国民年金のポイント

将来の大きな支えになります！

国民年金に加入した方は毎月一定の国民年金保険料を納める決まりとなっていますが、国の制度のもと運営されているため安定しており、受給が開始されてから生涯にわたって給付されます。

老後のためだけのものではありません！

国民年金は、一定の年齢を迎えたときに支給される「老齢年金」のほか、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れる「障害年金」、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族が受け取れる「遺族年金」があります。

※障害年金や遺族年金には、一定の受給要件があります。

保険料免除制度と納付猶予制度

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、役場保険年金課で免除や納付猶予の手続きをすることができます。保険料を滞納したままにすると、将来受け取る年金額に影響するだけでなく、各種年金の請求ができない場合や、ご自身やご家族の財産が差し押さえになる場合がありますので、未納のままにせず一度ご相談ください。

	申請できる方	所得審査の 対象者	所得審査の 対象年度	老齢年金額への 反映	障害・遺族 年金の申請
全額免除	20 歳以上	本人、	申請年度の 前年分（※ 2）	反映される （※ 3）	申請できる
一部免除	60 歳未満	世帯主、配偶者			
納付猶予	20 歳以上	本人、配偶者	申請年度の 当年分	反映されない	
学生	50 歳未満	本人			
納付特例	（※ 1）				
未納					申請できない

- ※1 平成28年6月までは、30歳未満であった期間が対象です。
- ※2 1月から6月までに申請される方は前々年分が対象です。
- ※3 免除の程度に応じて減額されます。

問い合わせ先 土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170
自動音声になっていますので【2】を押した後に【2】を押してください。
役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線175）

- 送付対象：国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入をしている方がいる世帯（※2）
- 発送予定日：1月下旬ごろ
- 注意事項：特別徴収（年金からの天引き）の方は、年金機構から届く『公的年金等の源泉徴収票』と重複して申告をしないようご注意ください。
ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

- ※1 平成31年1月1日から令和元年12月31日までに納付した額
- ※2 この通知書の発送日現在

問い合わせ先 役場保険年金課 ☎68-2211
国民健康保険係（内線174）・後期医療係（内線178）

振込予定日 令和2年1月24日（金）
償還対象診療月 令和元年8月診療分から10月診療分まで
通帳記帳 「ジコフタン●●ガツ」
＜償還対象＞
外来自己負担金＝妊産婦・小児・ひとり親家庭の方
入院自己負担金＝年齢が0歳～18歳の方
※ 振り込み予定日前に振込口座・名義等を変更された場合は、振り込み不能となります。連絡をしていただくとともに、保険年金課へ口座変更届の提出をお願いします。
※ 領収書は、振り込みが確認できるまで、捨てずに保管してください。

マル福制度

医療福祉費支給制度（マル福）の県内医療機関受診分の自己負担金について、左記の日程で、ご指定の口座に振込を予定しています。

外来・入院自己負担金
振込予定日のお知らせ

マル福制度

問い合わせ先 役場保険年金課 医療福祉係
☎68-2211（内線176・177）

- 第三者行為とは！
 - ・相手がいる交通事故
 - ・他人の犬に噛まれた、傷害事件に巻き込まれたなど
- このような場合も届け出が必要です！
 - ・誰かが運転する車に同乗中の自損事故
 - ・ご自身の過失が大きい事故（過失の割合に関係無く提出の義務があります。）
 - ・相手が不明の事故
- 保険証が使えないとき
 - ・業務上の負傷や病気（労災保険の対象となります。）
 - ・飲酒運転や無免許運転
 - ・けんかや泥酔による傷病など

問い合わせ先 役場保険年金課 ☎68-2211
国民健康保険係（内線173）・後期医療係（内線178）

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ！
交通事故などの届け出のお願い（保険証を使うとき）
交通事故など、第三者（自分以外）の行為が原因で負傷等をした場合、加害者が被害者の医療費を負担したくのが原則ですが、保険証を使う場合には法令に基づき被保険者による届け出が必要です。
国民健康保険や後期高齢者医療保険にご加入の方で、第三者行為により負傷等をし、保険証を使用する（使用した）場合は、速やかに役場保険年金課へご連絡ください。

還付金詐欺にご注意ください！

近年、県内の高齢者宅に、役所や年金事務所などの職員を装って「医療費や保険料（税）の還付があります。」など、お金が返還されるかのように偽り、現金をだまし取る「還付金詐欺」の電話が多くかかってきています。

【犯罪の手口】
役所や年金事務所、税務署などの公共機関を装って電話をかけ「税金や医療費などを返還します」「還付金があります」「後ほど銀行から連絡があります」などと言って、ＡＴＭ（現金自動預払機）に誘導し、言葉巧みに操作を指示して、お金を振り込ませます。

被害に遭わないために！
役所や年金事務所などでは、還付する際にＡＴＭでの操作を求めることは、絶対にありません。
また、ご本人からの申請書や、役所からの通知がなく、電話だけで連絡することはありません。
還付金があると言われても、相手の言うことを信用せず、役所や年金事務所などに確認してください。ＡＴＭの操作を求める電話は「詐欺」と考え、相手が伝えた電話番号には連絡せず、すぐに最寄りの警察に相談するか、110番通報をしてください。

問い合わせ先 役場保険年金課 ☎68-2211
国民健康保険係（内線172・174）後期医療係（内線178）